

豊田市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ～3. 略					1. ～3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ① 略					(2) ① 略				
(2) ② 略					(2) ② 略				
(3) 略					(3) 略				
(4) 国の支援措置がないその他の事業					(4) 国の支援措置がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 民有地緑化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○事業名 民有地緑化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 新豊田駅西口駅前広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○事業名 新豊田駅西口駅前広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 緑と花につつまれた都心創出事業 ○内容 緑化推進重点路線における緑化施策の展開(広場緑化、コンテナ緑化、緑化サイン等) ○実施時期 平成30年度～令和4年度	豊田市	本事業は、緑の環境都市軸(スタジアムアベニュー)を中心とした、都心において緑化と花飾りを一体的に整備し、管理するものであり、快適な都市空間を形成するために必要な事業である。なお、この事業は歩行者通行量の増加に間接的に寄与する。			○事業名 緑と花につつまれた都心創出事業 ○内容 緑化推進重点路線における緑化施策の展開(広場緑化、コンテナ緑化、緑化サイン等) ○実施時期 平成30年度～令和元年度	豊田市	本事業は、緑の環境都市軸(スタジアムアベニュー)を中心とした、都心において緑化と花飾りを一体的に整備し、管理するものであり、快適な都市空間を形成するために必要な事業である。なお、この事業は歩行者通行量の増加に間接的に寄与する。		
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略				
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 略					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 略				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)に移設				
○事業名 豊田市駅バスターミナル施設整備事業 ○内容 豊田市駅バスターミナル待合施設（公共交通情報提供、待合所等）の整備 ○実施時期 平成27年度～令和6年度	豊田市	この事業は、バスターミナルを集約し、公共交通情報の提供、良好な待合空間の提供を行うことにより、都市空間の快適さ及びバス利用者の利便性向上のために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（豊田都心地区）） ○実施時期 平成30年度～令和6年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 基幹バス路線運行事業 ○内容 都心と各地域核を結ぶ基幹バスの運行 ○実施時期 平成19年度～	豊田市	この事業は、都心と各地域核を結ぶ幹線系統として基幹バスの運行を行うものであり、中心市街地への多様な交通手段を確保し、交通アクセス性の向上を図るために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 地域公共交通確保維持改善事業 ○実施時期 平成30年度～令和4年度	
○事業名 バスルート改編に伴うバス停整備事業 ○内容	豊田市	この事業は、豊田市駅西口に集約する新たなバスターミナルを発着するバスルートとして再編し、円滑な移動の	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 バスルート改編に伴うバス停整備事業 ○内容 バス運行ルートの見直し、バス停の再配置 ○実施時期 令和3年度～	豊田市	この事業は、豊田市駅西口に集約する新たなバスターミナルを発着するバスルートとして再編し、円滑な移動の支援を図るために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（豊田都心地区）） ○実施時期 令和3年度～令和6年度	
○事業名 豊田市駅バスターミナル施設整備事業 ○内容 豊田市駅バスターミナル待合施設（公共交通情報提供、待合所等）の整備 ○実施時期 平成27年度～令和6年度	豊田市	この事業は、バスターミナルを集約し、公共交通情報の提供、良好な待合空間の提供を行うことにより、都市空間の快適さ及びバス利用者の利便性向上のために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（豊田都心地区）） ○実施時期 平成30年度～令和6年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 基幹バス路線運行事業 ○内容 都心と各地域核を結ぶ基幹バスの運行 ○実施時期 平成19年度～	豊田市	この事業は、都心と各地域核を結ぶ幹線系統として基幹バスの運行を行うものであり、中心市街地への多様な交通手段を確保し、交通アクセス性の向上を図るために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 地域公共交通確保維持改善事業 ○実施時期 平成30年度～令和4年度	
(2) ②から移設				

バス運行ルートの見直し、バス停の再配置 ○実施時期 令和3年度～令和9年度		支援を図るために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期 令和3年度～令和9年度
---	--	---	--

--	--	--	--

(4) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所  
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要等

① 略

② 略

③協議会の開催経過

区分	開催日	主な議題
第1回	H25. 5	第2期計画事業の推進について
第2回	H26. 5	第2期計画の変更について
第3回	H29. 9	第2期計画事業の推進について
第4回	H27. 5	第2期計画の変更について
第5回	H27. 11	第2期計画事業の推進について
第6回	H28. 6	第2期計画の変更について
第7回	H28. 9	第2期計画事業の推進について
第8回	H29. 5	第2期計画事業の進捗状況について
第9回	H29. 11	第3期計画案について
第10回	H30. 1	第3期計画案について
第11回	H30. 5	第2期計画の総括・第3期計画事業の推進について
意見書	H31. 1	第3期計画の変更について
第12回	H31. 3	第3期計画の変更・事業の推進について
第13回	R1. 5	第3期計画事業の進捗状況について
第14回	R1. 9	ラグビー世界大会開催時の催事について
意見書	R1. 10	第3期計画の変更について
第15回	R2. 5	第3期計画事業の進捗状況について
意見書	R2. 5	第3期計画の変更について
意見書	R2. 12	第3期計画の変更について

④ 略

(2) 略

(3) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項  
略

(4) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所  
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要等

① 略

② 略

③協議会の開催経過

区分	開催日	主な議題
第1回	H25. 5	第2期計画事業の推進について
第2回	H26. 5	第2期計画の変更について
第3回	H29. 9	第2期計画事業の推進について
第4回	H27. 5	第2期計画の変更について
第5回	H27. 11	第2期計画事業の推進について
第6回	H28. 6	第2期計画の変更について
第7回	H28. 9	第2期計画事業の推進について
第8回	H29. 5	第2期計画事業の進捗状況について
第9回	H29. 11	第3期計画案について
第10回	H30. 1	第3期計画案について
第11回	H30. 5	第2期計画の総括・第3期計画事業の推進について
意見書	H31. 1	第3期計画の変更について
第12回	H31. 3	第3期計画の変更・事業の推進について
第13回	R1. 5	第3期計画事業の進捗状況について
第14回	R1. 9	ラグビー世界大会開催時の催事について
意見書	R1. 10	第3期計画の変更について
第15回	R2. 5	第3期計画事業の進捗状況について
意見書	R2. 5	第3期計画の変更について
	新規追加	

④ 略

(2) 略

(3) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項  
略

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項  
略

1 2. 認定基準に適合していることの説明  
略

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項  
略

1 2. 認定基準に適合していることの説明  
略